

建設工事に伴い発生する土砂等の取扱いについて



首都圏の各自治体では、建設工事に伴い発生する土砂等の埋立て、盛り土やたい積等の許可について以下のように条例を定めています。受け入れ先により、検査頻度や項目、届出書類等が異なりますのでご注意ください。

目的	①汚染された土砂等の埋立てによる土壌汚染の防止 ②土砂等の埋立てによる土砂の崩落、流出等の災害発生の防止 etc.		
申請書類(例)	①土砂搬入届 ②土砂等発生元証明書 ③試料採取調書 ④地質分析結果証明書 etc.		
搬入先と検査要領 (検査項目の内訳については、別紙基準表参照)	千葉県	検査頻度	搬出土量 5,000m ³ 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	28 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 30 項目) ※搬出先の市町村条例によっては pH 追加
	栃木県	検査頻度	搬出土量 5,000m ³ 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	28 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 30 項目)
	群馬県	検査頻度	搬出土量 5,000m ³ 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	28 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 30 項目)
	茨城県	検査頻度	発生元の敷地で 3,000m ² 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	28 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 30 項目) + pH
	埼玉県	届出頻度	数量が 500m ³ 以上、且つ、面積が 3,000m ² 以上の土砂のたい積に対して届出
		検査項目	含有量 9 項目 (必須)、溶出量 27 項目、ダイオキシン類 ※詳細については事前に受入れ先に要確認



当社では上記の条例に加え、UCR (建設資源広域利用センター) や東京港埠頭等の仕様に対応した土壌試料の採取・分析から、それぞれの様式に対応した検査試料採取調書及び地質分析 (濃度) 結果証明書の作成までを対応しております。

詳しくは、当社 分析担当者 坂田、明石 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 273、267) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査





基準表

残土受入基準(溶出28項目+農用地2項目+含有9項目)

No.	商品コード	項目	基準値	単位	報告下限値	単位	試料量	単位
1	319410	カドミウム	0.003	mg/l	0.0003	mg/l	50	ml
2	319055	全シアン	検出されないこと	mg/l	0.1	mg/l	50	ml
3	319075	有機燐	検出されないこと	mg/l	0.1	mg/l	100	ml
4	319410	鉛	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
5	319035	六価クロム	0.05	mg/l	0.005	mg/l	100	ml
6	319420	砒素	0.01	mg/l	0.001	mg/l	200	ml
7	319005	総水銀	0.0005	mg/l	0.0005	mg/l	20	ml
8	319065	アルキル水銀	検出されないこと	mg/l	0.0005	mg/l	200	ml
9	319085	PCB	検出されないこと	mg/l	0.0005	mg/l	1000	ml
10	319500	ジクロロメタン	0.02	mg/l	0.002	mg/l	50	ml
11	319500	四塩化炭素	0.002	mg/l	0.0002	mg/l	50	ml
12	319371	クロロエチレン	0.002	mg/l	0.0002	mg/l	50	ml
13	319500	1, 2-ジクロロエタン	0.004	mg/l	0.0004	mg/l	50	ml
14	319500	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	mg/l	0.002	mg/l	50	ml
15	319500	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	mg/l	0.004	mg/l	50	ml
16	319500	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	mg/l	0.1	mg/l	50	ml
17	319500	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	mg/l	0.0006	mg/l	50	ml
18	319500	トリクロロエチレン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
19	319500	テトラクロロエチレン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
20	319500	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	mg/l	0.0002	mg/l	50	ml
21	319195	チウラム	0.006	mg/l	0.0006	mg/l	300	ml
22	319450	シマジン	0.003	mg/l	0.0003	mg/l	300	ml
23	319450	チオベンカルブ	0.02	mg/l	0.002	mg/l	300	ml
24	319500	ベンゼン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	50	ml
25	319420	セレン	0.01	mg/l	0.001	mg/l	200	ml
26	319245	ふっ素	0.8	mg/l	0.08	mg/l	20	ml
27	319255	ほう素	1	mg/l	0.1	mg/l	50	ml
28	319500	1,4-ジオキサン	0.05	mg/l	0.005	mg/l	50	ml
29	319046	砒素(農用地含有)	15	mg/kg乾量値	1.5	mg/kg乾量値	30	g
30	319087	銅(農用地含有)	125	mg/kg乾量値	12.5	mg/kg乾量値	30	g
31	319370	カドミウム及びその化合物	45	mg/kg乾量値	4.5	mg/kg乾量値	50	ml
32	319692	シアン化合物	50	mg/kg乾量値	5.0	mg/kg乾量値	50	ml
33	319370	鉛及びその化合物	150	mg/kg乾量値	15	mg/kg乾量値	50	ml
34	319682	六価クロム化合物	250	mg/kg乾量値	5.0	mg/kg乾量値	100	ml
35	319390	砒素及びその化合物	150	mg/kg乾量値	15	mg/kg乾量値	100	ml
36	319695	水銀及びその化合物	15	mg/kg乾量値	1.5	mg/kg乾量値	20	ml
37	319390	セレン及びその化合物	150	mg/kg乾量値	15	mg/kg乾量値	100	ml
38	319734	ふっ素及びその化合物	4000	mg/kg乾量値	100	mg/kg乾量値	100	ml
39	319742	ほう素及びその化合物	4000	mg/kg乾量値	100	mg/kg乾量値	50	ml

含 埼
有 玉
9 県
項 目
目 場
必 合
須 は

出典：千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則
 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則
 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則
 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則

- 備考：①No.1～28は溶出量試験。
 ②No.29,30は含有量試験。埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る)の場合に分析を実施する。
 ③No.31～39は含有量試験。
 ④「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 ⑤茨城県条例では上記の項目に加えてpHの分析が必要となります。
 ⑥千葉県の一部の市町村条例では、上記の項目に加えてpHの分析が必要となります。
 ⑦埼玉県の場合は、含有量試験9項目(No.31～39)が必須となります。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

